

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和6年2月29日（木）

開 会（午前9時0分）

○議案第18号「所沢市犯罪被害者等支援条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石原委員

本会議中でも質疑が出たかと思うが、犯罪被害者等の「等」に含まれる部分を定義するのは結構ケースバイケースになると思うが、当事者を交えてなのか、そのような方々が、そのとおりに含まれるかどうかというのを認定していくというか伺いたい。

細淵防犯交通

安全課主幹

犯罪被害者等の「等」という部分について、どの程度の範囲に入るかということですが、まず、犯罪等によりまして、直接被害を受けた方、その御家族、または御遺族の方が条件となっております。この家族の範囲は、民法上の親族の規定でございまして、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、こちらの規定を準用する形となっております。

谷口副委員長

議案質疑の中で、国から数百万円、数千万円が給付されるという答弁があったというふうに記憶しているが、これについてもう1回説明していただきたい。

細淵防犯交通
安全課主幹

国の制度といたしまして、犯罪被害者等給付金という制度がございます。この給付金につきましては3つの柱がございます。1つ目が、遺族給付金です。2つ目が、重症病給付金です。3つ目が、障害給付金です。それぞれ条件がございますが、遺族給付金につきましては、一定の生計維持関係遺族がいる場合につきましては872万1,000円から2,964万5,000円までです。そして、一定の生計維持関係遺族がない場合、320万円から1,210万円までとなっております。続きまして、重傷病給付金につきましては、負傷または疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額として上限額120万円です。そして障害給付金につきましては、犯罪被害者の収入と、残った障害の程度に応じて算出した額となりまして、例えば障害者等級の第1級から第3級の重度の障害が残った場合につきましては、1,056万円から3,974万4,000円までです。それ以外の場合につきましては、18万円から1,269万6,000円までとなっております。

谷口副委員長

第3条に「全て犯罪被害者等は」と記載されているが、条文に「全ての」という「の」を入れるべきではないかと考えるが、その辺で条文について議論はあったか。

細淵防犯交通

条例を策定するにあたりまして、例規審査委員会に通させていただきます。

安全課主幹

ていますが、その辺についての議論は特にございませんでした。

谷口副委員長

「全ての」は「の」は必要ないという理解でよいか。

細淵防犯交通

今のところ必要ないという判断をしております。

安全課主幹

谷口副委員長

第7条の相談及び情報の提供等というところで、議案資料には支援体制のイメージという形で図柄が入ってるが、犯罪被害者等の方の相談窓口というのは、一般的には警察が第一義的な窓口になるのではないかと思うが、具体的な市の窓口の役割と警察の窓口の役割について説明を伺いたい。

細淵防犯交通

安全課主幹

おっしゃるとおりです。まず犯罪ということになりますと、届け出るのが警察ということになりますので、相談を一番初めに受けるのは警察がメインだと思います。警察につきましては、基本的には捜査に関すること、それから、裁判とかの流れ等についての助言といったものが行われるような状況です。市のほうの役割といたしましては、行政の中でもいろいろな行政サービスを行っているところでございます。犯罪被害者の方がいろいろな心情、それから精神的な影響ですとか心体的な影響を持たれまして御相談に来られると思いますので、その方々の御要望に応

じた支援が市の中でできるかどうかといいますものを相談するのが市役所の役目だと思っております。

谷口副委員長

第7条第2項では、市は窓口を設置するという記述になっているが、これは防犯対策室の中に窓口を設置するかどうか確認したい。また、名称は決まってるのかどうか。どういった窓口の名称なのか。

細淵防犯交通

安全課主幹

総合的に行うための窓口の設置でございますが、おっしゃるとおり、防犯交通安全課の防犯対策室となります。それから、名称といたしましては、犯罪被害者支援総合的対応窓口が正式な名称となります。

谷口副委員長

第9条の居住の安定についてだが、一時的な利用に供する住居に関する情報の提供、その他必要な政策を講ずるものとするというふうに書いてあるが、具体的にどういったことを想定しているのか。

細淵防犯交通

安全課主幹

市営住宅を担当している所属がございまして、そちらのほうで市営住宅の優先入居、例えば、優先倍率の加算だとか一時的な避難を支援するといったことを考えています。

谷口副委員長

第10条の雇用の安定のところでは、市は犯罪被害者等の雇用の安定を図るためということで、本会議の議案質疑ではあっせんという答弁が

あったと思うが、具体的には市としてはどういう形であっせんというようになところに犯罪被害者等の方に対して支援していくのか確認したい。

細淵防犯交通
安全課主幹

別の部署にて就業支援を行っております。例えば一例を申し上げますと、市が単独の事業として行ってます社会保険労務士を招いた就労支援といたしましての労働相談ですとか、年3回ハローワークや埼玉県との共催セミナーといたしまして、就職面接会等を行っております。こういったものにつきまして所管している職員を呼び、支援についての説明をさせていただくことを考えております。

谷口副委員長

第10条に犯罪被害者等が置かれてる状況について、事業者の理解を深めるための措置というふうに記述があるが、具体的にどういったことを想定したのか。

細淵防犯交通
安全課主幹

事業者の理解を深めるための措置といいますのは、犯罪被害者の方が心身を痛めたことによって通院のために会社を休まなければいけない。それから、捜査の関係によって会社を休まなければいけないといった中で、会社から不利益を受けないように、二次的被害防止として、犯罪被害者に対する配慮について周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

谷口副委員長

第12条の人材の育成というところで、市は犯罪被害者等の支援の充実を行うため、支援を行う人材を育成するための研修ということが書いてある。具体的には相談助言、その他の支援ということで書いてあるが、具体的にどうやってその人材を募集する、あるいは声かけるのか。育成するための研修はどのように人を募集していくのか。

細淵防犯交通

安全課主幹

人材を募集するというよりは、犯罪被害者の方と対応する職員の人材を育成していくという内容でございまして、例えば、埼玉県警や埼玉犯罪被害者援助センターが主催する研修会への参加、または、その場所から講師派遣をお願いいたしまして、この研修を受けて、少しでもステップアップしていこうと考えております。

谷口副委員長

市の職員のスキルアップというような理解でよいか。

細淵防犯交通

そのとおりです。

安全課主幹

谷口副委員長

第14条の委任のところで、この条例に定めるものの他規則で定めるということだが、この規則についてはいつ定められるのか。

細淵防犯交通

令和6年4月1日を予定しております。

安全課主幹

大久保委員

第10条について、事業者の理解を深めるためのところの事業者とは、被害を受けられた方が今所属している企業等なのか、あるいは、仕事をしてなかったらこれから働くところへの配慮なのか、その両方なのか、その辺の意味合いを教えてください。

細淵防犯交通

安全課主幹

この条例における事業者の定義としては、市内において事業活動を行う個人または法人となっておりますので、その両方が当てはまると考えられます。

花岡委員

第2条第1号に法第2条第1項に規定する犯罪等というふうに規定されているが、上位法である犯罪被害者等基本法に規定されていると思うので、説明をお願いしたい。

細淵防犯交通

安全課主幹

犯罪等と言いますものは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というものとなっております。犯罪と言いますのは、刑罰を科せられる行為のことをいうものでございまして、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と言いますものが、例えば、ストーカーによる付きまとい、それから、DVなどによって人格を否定するような暴言などの精神的暴力、それから児童虐待防止法に基づくもので、例えば適切

な食事を与えず子供の健康安全の配慮を怠ることといったものが該当となっております。

花岡委員

第2条第2号の犯罪被害者等についても上位法の犯罪被害者等基本法の中に規定されていると思うので、詳しく教えていただきたい。

細淵防犯交通

犯罪被害者等といいますものが、犯罪等により直接被害を受けた者及びその家族、または遺族のことを言います。

安全課主幹

長岡委員

市民参加の実施の有無とその内容について、パブリックコメント手続の実施期間が令和5年10月2日から31日までで、意見提出者数が2人で、意見数が3件とあるが、この意見は主にどういったものがあつたのか。また、この意見を受けて何か反映されたことはあつたのか。

細淵防犯交通

パブリックコメントにおけます意見といたしましては、事業の実施についてまず1つ目といたしまして、市民に対し広報活動に注力していくことが必要ではないかということでございます。2点目といたしましては、犯罪被害者が相談しやすい環境をつくって欲しいということです。

安全課主幹

3点目といたしましては、関係団体、部局と、特に、警察や社協との連携は密にしてほしいといった内容でございました。一応こちらのほうに注力するよう、まずそのホームページに掲載したり、チラシを作成した

りといった広報活動に力を入れていこうと思います。

長岡委員

第11条で市は犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため広報活動、啓発活動、その他必要な施策を講ずるものとするところがあるが、二次的被害の定義の再確認と、広報活動、啓発活動等は今のところ、どのようなスケジュールを想定しているのか。

細淵防犯交通

安全課主幹

二次的被害の内容でございますが、犯罪等による直接的な被害を受けた後、風評、誹謗中傷、報道機関による過度な取材等によりまして、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失、その他の被害をこの中で定義としております。具体的な広報活動のスケジュールということですが、まずこの条例をお認めいただいてから初めてチラシを作成することができるような形となりますので、早急に行わせていただくと同時に、お認めいただいた場合については、4月1日を条例の施行日として予定しておりますので、それに合わせてホームページを作成していこうと考えております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採 決】

議案第18号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第37号「所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第37号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時21分）

※説明員交代

再 開（午前9時23分）

○議案第26号「所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

花岡委員

議案資料ナンバー3の30ページの新旧対照表についてだが、旧の第1条に「学校が地域と連携して、学校内外における児童生徒の事件、事故及びいじめの防止等を図ることにより、安全安心な学校と地域づくりを推進するものとして、かつ、いじめ防止対策推進法」という箇所があるが、「かつ」というのが書いてあるので、2つ役割があったと思う。今までの所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部では、いじめ防止対策推進法を根拠にしているいじめ対策と安全・安心な地域と学校と地域づくりを推進するものという2つの機能があったと思うが、新しい条例文には安全・安心な地域づくりを推進するところが全部消えてしまっている。これについてはどういった理解をすればよいのか。

中田学校教育
部長

前半の部分が消えた形になっておりますが、こちらの後半のほう、いじめ防止対策推進法に基づいたこの組織は作らなければならないというもので残しております。前半の部分は今現在、各安全安心支部会議ということで各中学校区で行われているもの、またはそこで組織されているもので、今後引き継いでいける、継承していけるというふうに考えておりますので、今回の一部改正では、その部分を外したということでご

ざいます。

花岡委員

教育委員会の令和5年12月の会議の議事録を確認したが、吉川学校教育担当参事が「今後始まるコミュニティ・スクールにおいて、地域の役割を持たせ、安心・安全な学校と地域づくり推進事業の理念は受け継いでもらい、市としてはいじめに特化した組織として進めていきたいと考えています。コミュニティスクールを進める上で、全地区において、安全・安心な学校と地域づくり推進事業がなくなるものではなく、地域によっては残る可能性があるため、市内の状況を把握しつつ全体を見ていきたいと考えています」というふうに発言をされている。この「地域によっては残る可能性がある」ということがちょっと気になっている。これは、地域によっては、安全・安心な学校と地域づくり推進事業がなくなってしまうという意味なのか。

吉川学校教育

担当参事

安全・安心な学校と地域づくり推進本部の支部会議につきましては、安全・安心な学校と地域づくり推進事業の果たしてきた役割がある程度満たされたということがありまして、それに伴って今回このような条例の改正をお願いしているところなんですけれども、地域によって様々で、やっぱり実態が違います。地域によっては安全・安心な学校と地域づくり推進本部の支部会議ですけれども、各中学校区に15校あるんですけれども、その中学校によってはこの会議はやっぱりよかったので今後も

続けようという地域もございます。一方で、コミュニティ・スクールも現在順次始めております。内容としてはコミュニティ・スクールもその機能を持つ可能性がございますので、そちらと同じような会議体になってもいけないという地域があれば、その同じ委員が2度も3度も同じ会議に参加するのではなくて、やはりコミュニティ・スクールの中でその機能を持たすということをやりたいという考え方もございますので、それぞれの地域で考えて、そこをなくすかなくさないかは差がありますので、なくす地域もあれば、残る地域もあるという理解をしていただければと思います。

花岡委員

前まであった所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例においては、4つのテーマを柱として話し合いが行われていたと聞いているが、それについて詳細を聞かせていただきたい。

中田学校教育
部長

4つの柱につきましては、いじめの撲滅、交通事故防止、地域行事への主体的参加、地域ぐるみの挨拶運動です。

花岡委員

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部からいじめ対策連絡協議会になるに際して、メンバーの数が50人から15人になっていると思うが、すごく大幅に減ってしまっていると思う。これはどういった根拠でこの人数を決めたのか。

吉川学校教育
担当参事

いじめ防止対策推進法の第14条には「いじめ問題対策連絡協議会について、学校関係者それから、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局それから都道府県警察その他の関係機関で構成される」というふうに示されております。そういった中で、市内のいじめ防止等に関する関係機関及び団体の数を踏まえると、15人以内で構成できる組織ではないかというふうに考えました。近隣の市町村においても、多くの市町村が10人前後で組織されているものでございます。そういったことから、今までは50人以内ということで大勢でやっていたんですけども、今回いじめに特化したというところで15人以内ということとしました。

花岡委員

以前からあった所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部とこれからつくるいじめ対策連絡協議会に関してだが、こちらで話し合われたいじめ対策というのはどのように具体化されていくものなのか。何か変化はあるか。

吉川学校教育
担当参事

こちらの協議会につきましては、関係機関が集まって、その現在の所沢市の情報を共有した上で、各機関が何が一体できるのかというものを話し合っていくものです。これまでも安全・安心な学校と地域づくり推進本部会議でも同様のことをやってきました。ですので、そういったこ

とを情報共有しながら、各機関が何が一体助けられるのか、何ができるのかということをおもなで考えましようという会議体になってますので、今後もそのような形で進めてまいります。

長岡委員

委員が15人に変更になるが、選定方法とどういった人になるのか。専門性というものがあるのか。

吉川学校教育
担当参事

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げた団体のほうから御推薦いただきまして、その代表者を委員にしたいというふうを考えています。

谷口副委員長

まず、今回の協議会条例にしたというところで、いろいろいじめに特化したというような理由が述べられてると思うが、それは所沢市のいろんな状況を考えて、いじめに特化した協議会をつくらなければいけないというような考えが強く反映されてるかどうか。この辺りについて、確認も含めてどういう理由があるのか。

中田学校教育
部長

いじめに特化してということの話をさせていただいていますが、所沢市として特にいじめを残さなければということではなく、法令第14条に連絡協議会というものをつくることと定められておりますので、これはどこの地域でもつくられるものと考えております。もちろん、いじめ

に関しては喫緊の課題であるとは考えておりますので、もちろん所沢市としても残すべきという表現になりますが、そこだけは令和6年度以降も存続するというところでございます。

谷口副委員長

条例の立てつけとして、旧条例の所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例から、いじめに関する部分を独立させたというような位置づけなのか。

中田学校教育
部長

委員のおっしゃるとおり、この組織をつくった後に、いじめ防止対策推進法第14条でいじめの組織体をつくらなければいけないというものができまして、このいじめに特化した部分を検討する組織も必要であるとなりました。その時に、この安全・安心な学校と地域づくり推進本部が所沢市に既にごございましたので、メンバー構成等を見ますと、そこに当てはまる部分が多いとなりまして、このいじめ防止対策推進法に則った組織も入れました。ここまで約18年間この組織をやってきたわけなんですけど、先ほど参事のほうからもございましたが、4つの柱のうち、特に交通事故防止であるとか地域行事、それから地域ぐるみの挨拶運動、そしていじめの撲滅等、安全・安心な学校と地域づくり推進本部の組織の中で十分各地域で継承されているだろうということをもって、組織を2つも3つもつくることを控え、いじめだけはこの法令に則って残さなければならないということなので、委員のおっしゃった独立といえ、

そういう表現にもなるのかなというふうに思います。

谷口副委員長

新しくできるいじめ問題対策連絡協議会については運用としては定例的な会議があつて、かつ何か事象が起こったときには、そこで臨時的な協議会を開くというような形になるのか。この運用形態はどのような想定をしているのか。

吉川学校教育
担当参事

基本的には定例会を現在の会議体に合わせていきますと年2回程度を考えております。また、臨時でということは今のところ想定しておりませんので、年2回で情報の共有や関係機関との連携を図っていくというふうに考えております。

中田学校教育
部長

緊急ですとか臨時会ということにつきましては、所沢市いじめ問題対策委員会というものが附属機関としてございますので、個別の具体的な対応が迫られたときには、そちらも定例会では開かれておりますので、そちらで対応する組織もございます。

花岡委員

他自治体の類似する政策等と、他の自治体においても必要に応じて同様の条例改正を行っているところがあるが、この必要に応じてというのは先ほど説明いただいた先に条例をつくって、上の根拠法のところで推進本部をつくるような規定となったため、そういった条例改正が必要になった

という理解でよいか。他の自治体でもそういった形で、必要に応じて条例改正を行っているということなのか。

吉川学校教育
担当参事

条例の制定についてお話ししますと、まず制定については平成25年にされまして、所沢市では平成27年にこちらの条例を立ち上げさせていただきました。その後、今回先ほどお伝えしていた経緯があったので、所沢市では今回いじめに特化したということでの条例を改正したいということなんですけれども、大体平成27年前後には各市町村に立ち上げてますので、実態に応じて改定をしているのかもしれませんが、他市町村の状況については、その後変えてるかということについては分かりかねます。

花岡委員

今回の条例改正で推進協議会に引き継がれない、挨拶と行事参加、防犯交通安全に関しては、コミュニティ・スクールと安全・安心支部会議が担っていくというような理解でよろしいか。また、コミュニティ・スクールと安全・安心支部会議の条例やその規則の中には、こういった挨拶や行事参加、中でも防犯交通安全はすごい大事なものだと思うけれど、これをしっかりやらなくちゃいけないという規定みたいなものはあるのか。

中田学校教育

先ほど挙げた柱の4つのうちの3つのことですが、それを学校でやら

部長

ないというものではなく、継承されてる、浸透している挨拶運動であるとか、それから交通安全についてはもう常に、地域行事もコロナ禍明けでだいぶ復活してきてると思いますが、既に学校では継承はされているものと考えています。その役割を果たしたのが、これまでの安全安心の会議であり、多くの人たちで、こういうことを大事にしていこうと言ってきたものです。この組織も大本は非行防止というようなことの視点もあったんですが、流れの中で非行防止というよりは、いじめというものが、クローズアップされて来たので、柱の1つが変わったことがございます。委員のおっしゃった、3つについてはやらないのかということについては、日常、学校地域の中では取り組まれているかとは思いますが、ただし、今後、コミュニティ・スクールの話合いをする中で、うちの学校はやっぱり、挨拶運動がちょっと弱い、足りないということになれば、またその地域で強化しようかということになりますし、交通安全の状況、交通状況は所沢市も広く状況が異なるところがございますので、やっぱりうちの学校、地域は交通安全は大事にしていこうということになれば、そこに視点を当てて取り組むことがあるかと思えます。全くなくなるというふうには考えておりません。

花岡委員

挨拶や行事参加、防犯交通安全が一部地域で後退するようなことはないという理解でよいか。

中田学校教育
部長

そのように考えておりますし、学校・地域にもその理念の継承については引き続き伝えてまいりたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第43号「所沢市教育委員会委員定数条例を廃止する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

神戸委員

委員定数を5人から4人にするということで、1人当たり月額7万4,000円っていうのが削られるという理解でよいか。

鈴木教育総務
課長

委員報酬の他に費用弁償についても1人減によって削減されることになると思います。

花岡委員

令和5年度の教育委員会の議事録を確認したが、所沢市教育委員会の委員定数に関する話合いが行われている状況がまだ公表されていないので、どういった話合いが行われたのか確認できていない。教育委員会会議ではどういった話合いが行われたのか伺いたい。

鈴木教育総務
課長

令和6年1月の教育委員会会議において報告をさせていただきました。なお、議事録については昨日市ホームページに公開いたしましたが、議案質疑としてはなかったものですから、項目としては残っておりますが、議事録としては、特に記載はありません。

花岡委員

平成25年3月定例会では藤本前市長が「議員1人当たり何人の市民

の御意見を代表しているのか」という発言があったが、それと同じでより多くの御意見ということで5人のところを34万人の意見を代表されて、6人でも法的にはできるようになっておりますという答弁があった。人口規模を根拠に教育委員を増やしたというように読み取れるので、所沢市と同じような人口規模の自治体で、やっぱり委員が6人の自治体は多いか。

鈴木教育総務
課長

現在、埼玉県内におきましては本市含めて9市が条例を定めて委員を増やしておりますが、そのうち本市と同規模、あるいは同規模以上の自治体において定めて委員を増やしているところは、さいたま市と越谷市のみであるかと思っています。

花岡委員

教育委員を5人から6人に増やす条例制定に際して、臨時教育委員会会議が開かれた経緯が確認されたが、臨時教育委員会会議は今回開かれたのか。これは開かなくてもよいものなのか。

鈴木教育総務
課長

今回は開いておりませんし、開かなくてもよかったものというふうに認識をしております。

花岡委員

文部科学省による教育委員会の意義では政治的中立性の確保と教育の継続性、安全性の確保、地域住民の意見の反映というふうなことが書い

てあり、教育委員会の業務として、いじめや引きこもりや自殺などの子供を取り巻く社会問題の解決も業務の一つと考えるが、そのような認識で問題ないか。

鈴木教育総務
課長

文部科学省のほうで定めた部分で教育委員会のほうで行っていることであれば委員の削減においては、特に問題はないと認識しております。

花岡委員

伝え方がよくなかったのかと思うが、このいじめや引きこもりとか、そういったいろんな子供に対する問題があると思うが、そういうものも教育委員会で話し合われているという認識でよいか。話し合わなければいけない対象だということによいか。

鈴木教育総務
課長

先ほどの学校教育部のほうでもいじめの問題も取り扱っていることから、そういった認識でいるものです。

花岡委員

平成25年3月で教育委員を5人から6人に増やしたが、それ以降の11年間で当市の教育について、子供を巡る不登校やいじめなどの問題はどのように変わったか。そういうのは増えたり減ったりの推移を示していただきたい。

吉川学校教育

傾向としては不登校の児童生徒については増えている傾向にはござい

担当参事

ます。いじめの認知件数につきましても、先ほど申し上げたいじめ防止対策推進法ができ、その定義の中で、やはり定義自体がいじめを受けたほうがいじめと感じたらいじめということでカウントしていきますので、今までよりかなり上がってます。文科省のほうも、いじめについては、積極的に認知することで未然防止しましょうということをおっしゃいますので、認知の件数も以前に比べるとかなり増えています。この5年間で2,000件以上増えているかと思しますので、そういったことから増加傾向がございます。

花岡委員

教育委員会の意義である政治的中立性の確保や教育の継続性、安定性の確保、地域住民の意見の反映に則って、教育委員会の公選制など合わせて検討されたことはあるか。

千葉教育総務
部長

公選制につきましては検討はしておりません。

長岡委員

現在委員が5人いると思うが、専門性がある方がなっているのか。

千葉教育総務
部長

専門性というところの定義がちょっとこちらのほうでは、よくわからないですけども、法律では保護者を置かなければならないという規定はございます。なので、その条件については保護者を置くというところ

については、常に意識しております。

長岡委員

いじめや不登校の件数が増えてるような答弁があった。委員については保護者という規定はあるかと思うが、少し一歩踏んだ段階で、専門性に特化したような人たちが必要かと思うが、そういった議論はあったのか。

鈴木教育総務
課長

申し訳ございませんが、現在は今の5人いらっしゃる委員から、1人が任期満了を迎える方がいる中で、この条例を廃止するという中でのごとでしたので、今回新たな委員の部分についての議論というのは行っておりませんので、今回の専門性の部分についての議論は今回においては行ってはおりません。

池田教育総務
部次長

教育委員会委員の任命の権限については、あくまでも市長でございます。我々が人選をするということではないというところは前提として押さえていただきたいと思います。

【質疑終結】

【意見】

花岡委員

議案第43号について反対いたします。昨今の子供を取り巻く社会問題の深刻化を鑑みましても、所沢市の例を考えましても、教育委員会の役割が一層重要になっていると考えます。詳細につきましては本会議に

て説明いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第43号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

休 憩（午前9時55分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時16分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

植竹委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○特定事件について

植竹委員長

「学校教育について」を当委員会での特定事件として、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

（委員了承）

日時、場所等については調整がありますので正副委員長にお任せいただくことに御異議ありませんか。

（委員了承）

○視察について

植竹委員長

次に、他自治体の学校教育に関する調査のため、閉会中に視察を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（委員了承）

日時、場所等については調整がありますので正副委員長にお任せいただくことに御異議ありませんか。

（委員了承）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

散 会（午前10時17分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第1回（3月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 市民文化について
- 2 地域コミュニティについて
- 3 市民活動について
- 4 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 5 消費生活について
- 6 社会保障について（国民年金）
- 7 交通安全について
- 8 防犯について
- 9 社会教育について
- 10 スポーツ振興について
- 11 生涯学習について
- 12 学校教育について